条例案の概要

１　目的

　　手話は言語であるという認識の下に、区民の手話への理解の促進を図ることにより、地域における手話の使いやすい環境を構築することで、区民が、自立した日常生活を営み、社会参加をし、心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的と定めます。

２　区、区民、事業者の責務

1. 区は、区民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするた

めの施策を推進するものと定めます。

1. 区民は、手話の理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるも

のと定めます。

1. 事業者・団体等は、手話の理解を深め、区が推進する施策に協力し、聴

覚障がい者が広く地域で活動しやすい環境を整備するよう努めるものと

定めます。

３　施策の推進方針

　　区は、施策を推進するための方針を策定し、次のような必要な措置を講ずる

ものと定めます。

1. 手話の支援者養成に関する事項
2. 手話を普及する環境づくりに関する事項
3. 手話を使用することができる職員の育成に関する事項
4. 手話通訳者等の配置に関する事項

４　そのほか手話を普及促進するための取り組み

　　施策の推進状況の管理について定めます。

５　委任

　　条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定めます。